

議案第10号

区議会提出議案に関する意見聴取

(職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和7年2月10日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。



6世総第624号
令和7年2月4日

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案 件 名

- (1) 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例
- (6) 世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例
- (7) 世田谷区立郷土資料館条例の一部を改正する条例

2 案 文

別紙のとおり

3 提案議会

令和7年第1回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和7年2月10日（月）

5 担 当

総務部総務課総務係 齋藤 内線2064

議案第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 子育て部分休暇の新設に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「よる介護時間」の次に「又は勤務時間条例第16条の3第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改め、同条第3項ただし書中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は子育て部分休暇」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月12日条例第20号 (部分休業の承認)	○職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月12日条例第20号 (部分休業の承認)
第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第2号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して世田谷区規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。	第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第2号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して世田谷区規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項の規定による育児時間、<u>勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間又は勤務時間条例第16条の3第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、<u>当該介護時間又は当該子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間<u>又は</u>当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく世田谷区規則の規定による育児時間、<u>介護時間又は子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、<u>当該介護時間又は子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく世田谷区規則の規定による育児時間<u>又は</u>介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間<u>又は</u>当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

改正後	改正前
認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 (部分休業における給与の減額) 第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。)第14条第1項、幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年3月世田谷区条例第22号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。)第19条第1項及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第21号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第9条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条、幼稚園教育職員給与条例第22条及び会計年度任用職員給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額(同条にあっては、報酬額)を減額して給与を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第17条 第11条の規定は、部分休業について準用する。 (妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等) 第17条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者等が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置) 第17条の3 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよ	時間を超えない範囲内で行うものとする。 (部分休業における給与の減額) 第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。)第14条第1項、幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年3月世田谷区条例第22号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。)第19条第1項及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第21号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第9条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条、幼稚園教育職員給与条例第22条及び会計年度任用職員給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額(同条にあっては、報酬額)を減額して給与を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第17条 第11条の規定は、部分休業について準用する。 (妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等) 第17条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者等が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置) 第17条の3 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよ

改正後	改正前
うにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施 (2) 育児休業に関する相談体制の整備 (3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置 <u>附 則 (令和 年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>	うにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施 (2) 育児休業に関する相談体制の整備 (3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置